

## 「工場立地法に係る緑地面積率等の緩和に関する方針」 について、市民の皆さんから意見を募集します

江南市では、既存の市内企業の流出防止や、新たな市外企業の誘致を促進するため、設備投資をしやすい環境を整えることが重要と考えています。

そこで、工場立地法により規定されている、工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積率などを、市の条例により緩和することを検討しています。

この条例の制定に向けて、基本的な考え方として「工場立地法に係る緑地面積率等の緩和に関する方針」をまとめましたので、皆さんから意見を募集します。

### 主な用語の定義

#### ○緑地

樹木が生育する区画された土地等（樹木地、芝生地、花壇など）

#### ○環境施設

緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、広場、屋内運動施設など）

#### ○緑地面積率

敷地面積に対する、緑地の面積の割合

#### ○環境施設面積率

敷地面積に対する、環境施設の面積の割合

#### ○重複緑地

その他の用途施設と重複した緑地（屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化など）

#### ○重複緑地算入率

緑地面積に算入できる重複緑地の割合

## 工場立地法の概要

### ○趣旨

工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的に、一定規模以上の工場が設置すべき緑地等について規定しています。

### ○対象

敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の製造業等にかかる工場または事業所（以下、「特定工場」といいます）です。

### ○主な規制内容

緑地面積率等について、以下のとおり定められています。

緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
20%以上	25%以上	25%以下

※法が施行された昭和49年6月28日にすでに設置されている工場等については、緩和措置があります。

## 規制を緩和する背景

### (1) 工場立地法について

- 近年深刻化する国内工場の海外流出を防止するため、条例で定めることができる緑地面積率などの範囲が、国によって緩和されました。
- 地域主権改革によって、工場立地法の権限委譲がなされたことで、すべての市で緑地面積率を定める条例を制定できるようになりました。

### (2) 既存の市内企業の流出防止と、新たな市外企業の誘致に向けて

- 工場立地法の規制により、既存の市内企業は、現状では新たな設備投資やこれに伴う緑化を行うことが困難になっています。すでに、愛知県内でも多くの自治体が緑地面積率等を緩和する条例を制定しており、市内企業が新增設を行う際に、市外へ流出してしまうことが懸念されます。
- 江南市では、市内の雇用の安定と創出、地域経済の活性化を図るため、新たな市外企業の誘致を促進したいと考えています。企業誘致の市町村間競争が高まっている中、工場を立地しやすい環境を整えることが求められます。

## 条例による規制緩和の方針及び内容

### (1) 規制緩和の方針

- 既存の市内企業の流出防止や、新たな市外企業の誘致を促進することを目的として、緑地面積率等を緩和する条例を制定します。
- 対象は、市街化区域の工業地域及び市街化調整区域に立地する特定工場とします。

### (2) 規制緩和の内容

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地換算率
工業地域	5%以上	10%以上	50%以下
市街化調整区域	5%以上	10%以上	50%以下

※市街化区域内のその他用途地域は対象外とします。